

足立区ギャラクシティ広告掲載取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、足立区こども未来創造館及び足立区西新井文化ホール(以下「ギャラクシティ」という)に係る広告媒体への広告の掲載又は放映(以下「掲載等」という)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告の掲載等ができる広告媒体は、次のとおりとする。

- (1) ギャラクシティに設置しているビジョン及びそれに準ずる装置で足立区(以下「区」という)が指定したもの
- (2) 区がインターネット上に公開しているギャラクシティ公式ホームページ(以下「ホームページ」という)で区が指定した場所

(広告の種類)

第3条 前条で定めた広告媒体に掲載等を行う広告の種類は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1号で定めた広告媒体では、動画又は静止画の広告(以下「動画広告等」という)を放映する。
- (2) 前条2号で定めた広告媒体では、バナー広告を掲載する。

(広告の範囲)

第4条 次に掲げる広告の掲載等を行わない。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 宗教上の組織若しくは団体又は宗教的活動に関するもの
- (3) 政治的な組織、個人若しくは団体又は政治活動に関するもの
- (4) 消費者金融の広告宣伝に関するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの
- (6) 風俗営業類似の業種に関するもの
- (7) たばこに係るもの
- (8) ギャンブルに係るもの
- (9) 規制対象となっていない業種においても社会問題を起こしている業種又は事業者に関するもの
- (10) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設に関するもの
- (11) 占い、運勢判断に関するもの
- (12) 興信所・探偵事務所等に関するもの
- (13) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)で、連鎖販売取引と規定される業種に関するもの
- (14) 債権取立て、示談引受け等に関するもの
- (15) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うものに関するもの
- (16) 民事再生法(平成11年法律第225号)及び会社更生法(平成14年法律第

154号)による再生・更生手続中の事業者に関するもの

- (17) 不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)に違反しているもの
- (18) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないものに関するもの
- (19) 区と係争中のものに関するもので、区の事業の円滑な運営に支障をきたすと判断されるもの
- (20) 営業の実態等を確認できないものに関するもの
- (21) 広告掲載等希望者(以下「広告主」という)の業務に関わらないもの
- (22) 区が進めているユニバーサルデザイン化に配慮していないと区が認めたもの
- (23) 前各号に掲げるもののほか、各種法令に違反しているもの
- (24) 前各号のほか、区が適当でないと認めたもの

2 前項に定めるもののほか、掲載等ができる広告に関する基準は、足立区広報広告掲載基準第5条、第6条及び第7条に準ずる。

(広告の掲載規格等)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

(1) 動画広告等

- ア 区が指定するファイル形式で作成すること。
- イ 区が指定する記録媒体で提出すること。
- ウ 動画広告の場合、1枠につき15秒以内であること。

(2) バナー広告

形式	容量	大きさ
G I F 形式	10キロバイト以内	天地 70ピクセル 左右 170ピクセル

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載等する期間は、原則1ヶ月を単位とし、最長12ヶ月まで申し込むことができるものとする。

- 2 広告の掲載等を開始する日は、掲載等期間の最初の月の1日から(1月が広告の掲載等を開始する最初の月である場合は2日から)とする。ただし、広告主が希望する場合はこの限りでない。
- 3 広告の掲載等を終了する日は、掲載等期間の最後の月の最終日までとする。ただし、広告主が希望する場合はこの限りでない。
- 4 第2項ただし書又は前項ただし書の規定により、月の途中で広告の掲載等を開始し、又は終了した場合であっても、当該広告の掲載等を開始した月又は終了した月に係る広告料は、減額し、又は返還しない。

(広告掲載希望者の募集)

第7条 区長は、広告主を区のホームページ等で公募するほか、広告に係る団体等(以下「広告代理店」という)への広告掲載の案内及び委託・広告枠の販売その他の方法による区以外の者による募集を行うことができる。

(広告掲載の申込み)

第 8 条 広告主及び広告代理店は、区の指定する締切日までに、所定の広告掲載申込書を区長へ提出しなければならない。

2 広告主又は広告代理店（広告代理店に広告掲載等を依頼したものを含む。次項において同じ。）が足立区広報広告掲載基準第 4 条に規定する業種を営むもの又は事業者に該当するときは、申込みをすることができない。

3 広告主又は広告代理店が次のいずれかに該当するときは、申込みをすることができない。

(1) ア 法人の役員等（広告主又は広告代理店が個人である場合にはその者を、広告主又は広告代理店が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）若しくは使用人が、暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者）であるとき、又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 法人の役員等が、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）に定める無差別大量殺人行を行った団体又はこれら団体の支配若しくは影響の下に活動しているものと認められる団体の構成員及び関係者であるとき。

ウ 法人の役員等が、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体の構成員及び関係者であるとき。

(2) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的団体（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する団体、日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又は日本国憲法の下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に定める無差別大量殺人行を行った団体をいう。以下同じ。）の威力又は関係者を利用するなどしているとき。

(3) 反社会的団体の関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に反社会的団体の維持、運営等に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 反社会的団体又はその関係者との交際や会合に同席するなど社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(5) 反社会的団体又はその関係者であることを知りながら、これを不当に利用したり、実際には反社会的団体と関係ないがその威を借りるために反社会的団体の名を騙るなどしているとき。

(6) 再委託又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が本項第 1 号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 広告主又は広告代理店が、本項第 1 号から第 5 号までのいずれかに該当する者を再委託又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（本項第 6 号に

該当する場合を除く。)に、区が広告主又は広告代理店に対して当該契約の解除を求め、
広告主又は広告代理店がこれに従わないとき。

(広告の掲載順位)

第 9 条 広告掲載の申込みが予定数を越えた場合は、次の各号に順次該当するものを優先して掲載することとする。ただし、同一順位に係るものが複数存在する場合は、広告掲載希望期間の長い広告を優先することとし、さらに広告掲載希望期間が同じであるものが複数存在するときは、抽選で決定することとする。

(1) 公社、公団、公益法人及びそれに類するものの広告

(2) ガラクシティの管理運営、業務の全部又は一部を受託している法人(前号に該当するものを除く)の広告

(3) 区内に事業所を有する法人の広告

(4) 前 3 号に掲げる以外の法人の広告

(選定委員会の開催)

第 10 条 区長は、掲載の可否や掲載順位を決定するに当たり、その内容等の適否について選定審査をするため、選定委員会を開くことができる。

(選定委員会の構成)

第 11 条 選定委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、広報室長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、下記の職にある者をもって充てる。

(1) 経営戦略担当課長

(2) 財政課長

(3) シティプロモーション課長

(4) 報道広報課長

(5) 青少年課長

(招集)

第 12 条 選定委員会は、会長が招集する。

(会議)

第 13 条 選定委員会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 選定委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

(選定委員会の庶務)

第 14 条 選定委員会の庶務は、報道広報課において処理する。

(広告掲載の決定等)

第 15 条 区長は、第 7 条の規定に基づき申込みがあったときは、審査のうえ広告掲載の可否を決定する。

2 前項の規定に基づき、広告掲載の決定をしたときは、広告主又は広告代理店に広告掲載の可否について通知するものとする。

3 前項の規定に基づく掲載決定の通知を受けた広告主又は広告代理店は、区の指定する方

法により広告原稿を作成のうえ区が指定する期日までに提出し、広告内容について区の審査を受け、承認を得るものとする。

(広告料)

第 16 条 広告料は、別紙に掲げるとおりとし、区が発行する納付書により区の指定した期日までに一括して前納するものとする。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

2 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主又は広告代理店の責によらない理由によって広告掲載等ができなかったときは、その一部又は全部を返還することができる。

(広告内容の修正・削除)

第 17 条 第 15 条第 3 項の審査により広告内容が第 4 条に違反したとき又は対象の施設、ホームページにおいて掲載等をするものとしてふさわしくないと区長が合理的な理由により判断したときは、広告主又は広告代理店に対して広告の内容の修正又は削除を求めることができ、広告主又は広告代理店は、これに従わなくてはならない。

2 広告主又は広告代理店が前項の修正及び削除を行わないときは、区は広告掲載の決定を取り消すことができる。

3 第 1 項の修正及び削除に係る費用は、広告主又は広告代理店が負担する。

(広告主の責任等)

第 18 条 広告の内容に関する責任は、広告主又は広告代理店が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主又は広告代理店の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第 19 条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、掲載等の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告媒体の運用に支障があるとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 広告の掲載辞退の申出があったとき。
- (4) その他区長が特に必要があると認めたとき。

(その他)

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は広報室長が定めるものとする。

付 則 (26 足政広発第 102 号 平成 26 年 4 月 23 日 広報室長決定)

この要綱は、平成 26 年 4 月 23 日から施行する。

別表（第16条関係）

	1ヶ月	3ヶ月	6ヶ月
動画広告等	30,000円	80,000円	150,000円
バナー広告	15,000円	35,000円	60,000円
動画広告等及びバナー広告	40,000円	110,000円	200,000円